財 第 1119 号 令和元年10月 9日

各課等の長 様

市長 金 坂 昌 典 (公 印 省 略)

令和2年度当初予算編成方針について (通達)

令和2年度当初予算の要求にあたっては、下記に留意のうえ、関係事務 を進められたく通知します。

記

1. 本市を取り巻く情勢

我が国の経済については、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響や、中国経済の減速をはじめとする海外経済の先行きなど、様々な懸念材料が存在することから、本市の今後の税収等にどのような影響があるのか見通すことが難しい状況にある。

このような中、本年10月から実施される消費税率の引上げや幼児教育・保育の無償化に伴う市財政への影響や、このたびの台風15号に伴い発生した長期間の停電によりもたらされた、想定外の被害を踏まえた今後の防災対策など、例年にはない課題に対処することも求められている。

また、国では、7月31日に閣議了解された「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」において、「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととされ、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

このため、義務的経費については、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、制度の根幹に踏み込んだ抜本的な見直しを行い、年金医療等に伴う経費、地方交付税交付金、義務的経費などを除いた経費については、既定の歳出を見直し、前年度当初予算額の100分の90を乗じた範囲内での要求を指示している。

新年度当初予算の編成に当たっては、こうした国の動向を含む市を取り 巻く情勢を踏まえ、適切に対応していくこととする。

2. 市の財政状況

本市の財政状況は、ここ数年急激に悪化しており、平成30年度決算における経常収支比率は98.7%に達し、県内で最も高い数値となった。これは、経常的な収入のほとんどが経常的な経費に使われ、政策的な経費のための予算がほぼ確保できない状況であることを示している。

また、実質単年度収支は、平成13年度以降、赤字が続いており、平成25年度に約26億円あった基金(特目基金を除く。)は、平成30年度末には約14億円と半減している。

さらに、今後の歳入見通しについては、人口減少や少子高齢化の影響により、基幹財源である市税の伸びは期待できない状況にあり、また、地方交付税も国全体で総額が抑制される傾向にあり、本市財政にとっては、極めて厳しい状況が続くものと予想される。

一方、歳出においては、スマートインターチェンジ関連事業や大網駅東 土地区画整理事業、小中学校の耐震化や津波避難施設など、都市基盤の整 備や防災対策などの大規模事業に係る市債の償還の本格化に伴い、公債費 が増加するほか、障害者支援や子育て支援などの社会保障関係費が増加す るなど、今後、こうした義務的な経費の増加が見込まれている。

このほか、令和元年10月の消費税率の引上げや幼児教育・保育の無償 化等の制度改正の実施に伴い、新たな市の負担増が見込まれるなど、市の 財政は大変憂慮される状況にある。

3. 予算編成の基本方針

令和2年度当初予算の編成に当たっては、現下の厳しい財政状況を踏ま え、**全庁一丸となって歳入・歳出にわたる徹底した見直しを実施**するとと もに、「住みたい・住み続けたいまち」の実現に向けて、真に必要な事業を 厳選し、実施していくこととする。

このため、すべての事務事業について、優先度、緊急性及び費用対効果などを考慮して再検証を行い、その結果に応じて廃止又は縮小などの措置を検討するとともに、特に下記の点に留意し、当初予算の編成に取り組むこととする。

- ① 既存の事務事業について、費用対効果の小さいもの、受益者が一部 に限られているもの、他の自治体では実施していないものなどについては、特に重点的に見直す。また、新規事業については、原則として 見送ることとする。
- ② 義務的な経費についても、これまでの実績や状況の変化等を踏まえ、 一層の精査を行い、必要最小限の予算計上とする。

③ 使用料及び手数料については、受益者負担の適正化の観点から総点検を行う。

4. 予算要求に当たっての留意事項

4-1. 基本事項

(1)後期基本計画との整合

後期基本計画に位置付けられた事務事業についても、事務事業評価 や進捗状況を踏まえ、年次計画のローリング、財源、手法などについ て十分検討を加えること。

(2) 状況の変化を踏まえた柔軟な対応

事業の実施に当たっては、計画や予定にこだわらず柔軟な対応を図ること。事業手法についても、より安価で所期の効果が期待できる代替方法などについて十分検討すること。

(3) 国・県の動向の把握

- ① 国・県の予算編成の動向や補助制度の内容の把握に努めるとともに、 最新情報の収集に努めること。
- ② 補助事業であっても安易に事業採択申請を行わず、必ず事前に財政課に協議すること。
- ③ 国・県補助金の制度の終了又は縮小に伴い、安易に市単独費への振替えはしないこと。

(4) 議会等の要望・意見等の精査及び反映

市議会等からの要望や監査委員からの指摘事項等については、内容を十分検討した上で、必要な対策を講じること。

(5) 協働事業の推進

事業の実施手法において、市民やNPO法人等との分担・協働の実施可能性等について十分検討すること。

(6) 各課による要求内容の自己査定の徹底

予算要求書の調製にあたっては、班単位での検討を十分行った上で、 提出前には課長を含め、課内で内容の精査を行うこと。

4-2. 歳入に関する事項

(1) 財源の確保

- ① 国・県等の補助金などを十分調査するとともに、財源は自ら確保するという意識を強く持って要求すること。
- ② 事業の進め方を見直すことなどにより、新たな国等の補助金を活用するなど、財源の確保策について改めて検討すること。
- ③ 市税の徴収率を千葉県平均まで引き上げられるよう、徴収対策を強化すること。
- ④ 市有財産については、売却や有償貸付などの有効活用を図るととも に、広告事業の拡充などに取り組み、新たな自主財源の確保に努め ること。
- ⑤ 事業に対する応分の受益者負担を検討するなど、特定財源の確保に 努めること。

(2) 市債の抑制

交付税措置のある市債の活用を基本とし、交付税措置のない市債については発行を抑制すること。

(3) 使用料等の料金改定

各施設使用料等については、消費税率10%への引上げに伴う見直 しはもちろんのこと、受益者負担の適正化を検討すること。

4-3. 歳出に関する事項

(1) スクラップ・アンド・ビルドの徹底

- ① やむを得ず新規事業を要求する場合に当たっては、既存事業の縮減、 休止及び廃止を前提とした「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底 すること。
- ② 所期の目的が達成された事業、公益性が低い事業、費用対効果の小さい事業、市民との協働や民間で代替することが可能な事業などについては廃止等の見直しを検討すること。

(2)義務的経費を除く一般財源の更なる削減

義務的経費(債務負担など義務的経費に準ずるものを含む)を除き、 令和元年度当初予算における各事業一般財源充当額を基準に10%の 削減に努めること。

(3) 固定的経費の検証

- ① 義務的経費についても、前年度踏襲という固定概念から脱却し、コスト意識を持って、ゼロベースで必要性を検証すること。
- ② 扶助費については、県内水準を調査・研究し、水準を上回る場合は、 事業手法や対象基準の見直しを行い、給付額等の抑制に努めること。

③ 人件費総額を抑制する観点から、働き方改革の趣旨に基づき、全ての事務事業について見直しを図り、時間外勤務の縮減に向けた取組みを強化すること。

(4) 公共施設等の新設及び大規模改修等への対応

平成28年度に策定した「大網白里市公共施設等総合管理計画」に基づく施設の維持・更新費用の計画的な積立が実施されていないことから、今後の施設の維持・更新に伴う経費の確保は重要な課題となっている。

このため、公共施設等の新設については、原則として凍結するとともに、既存施設については、施設そのものの必要性や将来のあり方を十分検討した上で、改修等の必要な対策を行うこと。

(5)団体補助金の取り扱い

- ① 各種団体等への補助金については、一律3%の削減とすること。また、「大網白里市補助金等交付基準」に基づき、公益性や効果、適格性などを再検証するとともに、補助金の使途の妥当性の確認や3年ごとの見直しについても留意すること。
- ② 令和元年度決算において多額の繰越金が見込まれる団体への補助については、休止又は補助金の減額を検討すること。

4-4. その他事項

(1)課長職の役割について

課長はマネジメント力を発揮し、「選択と集中」に取り組み、最少 の経費で最大の効果を得るように努めること。

(2) 班長相当職の役割について

班長相当職の職員は、財政状況を十分に理解した上で、次の事項に 留意し、班の予算編成作業を統括すること。

- ① 事業の必要性と積算根拠を明確にするとともに、前年度比10% 削減を確実に行った上で要求すること。
- ② 継続事業であっても、抜本的に内容を精査し、事業費や事務量の抑制を図った上で要求すること。
- ③ 工事等の積算に当たっては、仕様等の見直しや在庫等の状況を十分 確認し、必要最小限の要求とすること。

(3) 査定方式等

- ① 限られた予算を効率的に配分するため、引き続き一件査定方式とする。
- ② 財政課長協議については、1 次協議後に、必要に応じて2次協議を行うものとする。

(4) 特別会計及び公営企業会計

人口減少に伴う料金収入等の減少により経営環境の厳しさが増す ことが想定されるため、自主的・主体的に収益確保・費用削減策を講 じ、経営力を強化することはもとより、一般会計の厳しい現状に鑑み、 繰入金については徹底した見直しを行い、抑制を図ること。

なお、具体的な予算編成については、一般会計に準じることとする。